

鶴岡市農業委員会第9回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年8月10日(火) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 荻原 優太 3番 坂東 陽水 4番 丸山 成章 5番 阿部 元成 6番 吉住 喜之 7番 大池 典子 8番 石塚 治己 9番 土岐 善久 10番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1番 須田 進二 2番 原田 政幸 3番 齋藤 潤子 4番 齋藤 健一 5番 阿部 隆 6番 田澤 幸弘 7番 榎本 勝 9番 菊地 勝三 10番 野村 仁 11番 佐藤 泰仁 12番 佐藤 克久 13番 本間 誠 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	8番 長谷川 浩之 推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 伊藤 豊 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柊士 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1時30分
議 長	本日の欠席届は8番 長谷川 浩之 推進委員より提出されております。その他遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第9回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。2番 荻原 優太 委員、3番 坂東 陽水 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日より一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農地法第4条の規定による届出について 報告第5号 農地法第5条の規定による届出について</p> <p>を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説明)《報告第4号 農地法第4条の規定による届出について》
	(説明)《報告第5号 農地法第5条の規定による届出について》
議長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	3条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 9番土岐善久委員。
9番委員	9番土岐です。8月2日菊地推進委員、鶴岡分室の佐藤さんと私の3名で現地調査を行いました。3条所有権移転の鶴19についてですが、所有者である■■さんの要望により現在の耕作者で、前農業委員であった■■さんに買い受けの打診をしたものです。すでに耕作している農地であり、譲受人である■■さんは認定農家として地域で農業をしている方であります。農地法第3条第2項各号に該当しないことを報告します。以上です。
議長	6番吉住喜之委員。
6番委員	6番吉住です。鶴20は親子間の使用貸借です。農地法第3条第2項いずれにも該当せず、許可要件を全て満たしていること確認しましたことを報告します。以上です。
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	<p>担当委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>9番土岐善久委員。</p>
9 番 委 員	<p>9番土岐です。先ほどと同日、同じ人で調査してきました。鶴8の方は特に問題はないと思われます。鶴9、こちらの方も住所は違いますが孫という関係で家を建てるということで問題なしと判断してきました。以上です。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発 言 者 な し)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全 員 賛 成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について》
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発 言 者 な し)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全 員 賛 成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発 言 者 な し)

議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。 続きまして、議案第5号 農地中間管理機構による買入協議について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第5号 農地中間管理機構による買入協議について》
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第5号 農地中間管理機構による買入協議について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号 農地中間管理機構による買入協議については原案通り決しました。 以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。 次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら、これをもちまして第9回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後2:15
	<p>議 長 _____ 佐藤 康弘 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 坂東 陽水 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 荻原 優太 _____</p>

